

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎行政書士法施行細則の一部を改正する規則	1
◎知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則	2
◎高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	3

規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年6月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第89号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和26年高知県規則第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県行政書士法施行細則

第6条第2項中「亡失」を「亡失し、」に改める。

第8条の見出しを「（身分証明書）」に改め、同条中「の証票」を「に規定する身分を証明する証票」に、「による」を「によるものとする」に改める。

第9条中「行政書士会」を「高知県行政書士会」に改める。

別記第1号様式中

「高知県収入証紙
はり付け箇所」

を

「高知県収入証紙
貼り付け箇所」

に改め、「◎」を削り、「行政書士法施行細則」を「高知県行政書士法施行細則」に、

「写真はり付け箇所」

を

「写真貼り付け箇所」

に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条関係）

← 9センチメートル →

写真貼り付け箇所	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">第 号</div> <p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p>所属</p> <p>職名</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日生</p> <p>有効期限 年 月 日</p>
<p>上記の者は、行政書士法第13条の22第1項の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p>	

↑ 6センチメートル ↓

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
- 2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
- 3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

（裏面）

行政書士法（抜粋）

（立入検査）

第13条の22 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該職員に行政書士又は行政書士法人の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

2 前項の場合においては、都道府県知事は、当該職員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。

3 当該職員は、第1項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第90号

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成11年高知県規則第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則

別記第1号様式中「㊟」を削る。

別記第2号様式中「㊟」を削り、「知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則」を「高知県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則」に改める。

別記第3号様式から別記第9号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第10号様式中「㊟」を削り、「知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則」を「高知県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則」に改める。

別記第11号様式から別記第21号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第22号様式中「㊟」を削り、「知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則」を「高知県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則」に改める。

別記第23号様式を次のように改める。

第23号様式（第29条関係）

← 9センチメートル →

写真貼り付け箇所	公益信託検査員証 所属 職名 氏名 年 月 日生 有効期限 年 月 日	第 号
上記の者は、公益信託ニ関スル法律第3条及び第4条第1項並びに高知県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則第29条第1項の規定に基づき、信託事務及び信託財産の状況を検査する職員であることを証明します。 年 月 日発行 高知県知事		

↑ 6センチメートル ↓

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
- 2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
- 3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

（裏面）

公益信託ニ関スル法律（抜粋）

第3条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

第4条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

略

高知県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（抜粋）

第29条 知事は、必要があると認めるときは、法第3条及び第4条第1項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に信託事務及び信託財産の状況を検査させることができる。

2 知事は、前項の規定による検査の結果、是正する必要があると認めるときは、法第4条第1項の規定により、受託者に対し財産の供託その他必要な処分を命ずることができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、法第3条の規定により、受託者に対し事業計画若しくは収支予算について変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命ずることができる。この場合において、受託者に意見を述べる機会を与えるものとする。

4 第1項の規定により検査をする職員は、別記第23号様式による公益信託検査員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別記第24号様式及び別記第25号様式中「@」を削り、「知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則」を「高知県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第91号

高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例施行規則（平成28年高知県規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「@」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。